

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第21条第2項
許認可等の種類	賃貸借又は使用貸借の解除の承認
法令の定め	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (農用地等の利用状況の報告等)</p> <p>第二十一条 農地中間管理機構は、第十八条第七項の規定による公告があった農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画(第十九条の二第一項の規定により同法第十八条第三項第四号の同意をしたものに限る。)の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 農地中間管理機構は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法第六条の二第二項第二号の規定による通知を受けたときは、都道府県知事の承認を受けて、前項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。</p> <p>一 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。</p> <p>二 正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。</p>
審査基準	法令の定め尽くされているため設定しない。
標準処理期間	<p>総期間 20 日・<del>月</del> (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 20 日・<del>月</del> (農政部農業経営局農業経営課)</p>
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373))
申請先等	同上 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号: 011-231-4111 (内線27-373))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )